



体験しながら英語を学ぶ 旧嶺小跡地が英語村に

図 資産経営課 ☎ 027-898-6654

昨年閉校した旧嶺小跡地に英語村、「イングリッシュ
ビレッジMAEBASHI」がオープンしました。



資産経営課
副主幹 坂部 英昭

英語村を新たな拠点に

昨年閉校した嶺小は学び舎であるとともに地域の拠点でした。そこで、土地や建物を有効活用し、地域に貢献できる新たな場所に変えるため、本市では跡地を活用する事業者を公募しました。そして決定したのが英語を体験しながら学ぶ、英語村。誰でも英語を学べるだけでなく、各種イベントを地域住民に開放するなど、地域の新たな拠点として嶺小が生まれ変わりました。

外国人講師を通じ英語に触れる

英語を使い、楽しく活動しながら、英語を学ぶ体験型プログラムをコンセプトに、ホームステイや旅行・ペットに関連したもの、仕事体験などを全て英語で学習できます。来年3月までは、プログラムを無



料体験できる見学説明会を実施。気軽に英語に触れることができます。
日時 ①火曜、金曜 ②土曜、午前10時～午後5時
対象 ①は園児・小中学生などの団体 ②は一般の個人
内容 ①は1時間か2時間のプログラム ②は1回20分のプログラムを複数選択可
その他 園児・小中学生向けにプログラムを随時追加予定。一般向けにはインバウンド(訪日外国人旅行者)対応のプログラムを導入予定
申し込み 希望日の1週間前までにイングリッシュビレッジMAEBASHI ☎ 027-289-3125へ

秋の火災予防運動を実施 大切な命と財産火災から守る



11月9日(水)から15日(火)まで、「消しましょう その火その時
その場所で」をスローガンに秋の火災予防運動を実施します。

図 消防局予防課 ☎ 027-220-4507

住宅用火災警報器設置は義務。防災用品販売店やホームセンターなどで購入できます。設置後数年経過すると、電池切れの可能性も。定期的に確認を。

購入した電池式住宅用火災警報器の取り付けが困難な高齢者家庭を対象に、消防職員が取り付けを支援。最寄りの消防署・分署に相談してください。

■命を守るポイントの実践を
大切な命や財産を守るため、次の7つのポイントの実践を。

①寝たばこはやめる②ストー



ブは燃えやすい物から離れた位置で使用③ガスこんろなどのそばを離れるときは火を消す④住宅用火災警報器を設置して逃げ遅れを防ぐ⑤寝具・衣類・カーテンに防災品を使用⑥住宅用火災警報器を設置⑦高齢者や体の不自由な人を守るための隣近所の協力体制をつくる。

■次の放火防止対策を守って

①家の周りを明るくする②家の周りに燃えやすいものを置かない③物置などに鍵を掛ける④新聞受けに新聞などをためない⑤ごみは指定された日時に出す⑥地域で放火防止に取り組む。

■防火ポスターコンクール

11月15日(火)まで、けやきウォーク前橋(文京町二丁目)で、小中学生が描いた防火ポスターコンクールの入賞作品45点を展示します。

税の申告などが変更になり 確実により便利な手続きに



マイナンバー制度の導入や、インターネット地方税窓口「エルタックス」のシステム変更で、税の申告や書類の提出が変更になり。詳しくは問い合わせください。

図 市民税課 ☎ 027-898-6203
エルタックスについては同課 ☎ 027-898-6207

■市民税・県民税の申告はマイナンバーの記載忘れずに

来年度の市民税・県民税申告書からマイナンバーの記載が必要に。申告者のマイナンバー以外に、控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーも必要です。申告書を提出する際、申告者の番号と本人の確認が必要となります。個人番号カードが通知カードと身元確認書類を用意してください。

■給与支払報告書の様式もマイナンバー対応で変更

マイナンバー制度の導入に伴い、給与支払報告書はA5判になり、様式も変更になり。普通徴収の場合は切替理由書の提出も必要となりました。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

主な変更点は次のとおり。①総括表と個人別明細書に個人や法人のマイナンバーの記載が必要に。扶養親族の氏名・マイナンバーも記載②従業員などに普通徴収の該当者がいる場合「普通徴収切替理由書兼仕切書」を提出。

■給与支払報告書・源泉徴収票をエルタックスでらくらく一括送信

事業主が市税の申告や申請などを行う際に便利なのがインターネットで手続きができるエルタックス。来年1月から市町村へ提出する給与支払報告書と税務署に提出する源泉徴収票がエルタックスで一元的に作成・送信することが可能となりました。詳しくはエルタックスホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。